

中野区教育委員会会議録

平成28年第31回定例会

平成28年12月2日

中野区教育委員会

平成28年第31回中野区教育委員会定例会

○日時

平成28年12月2日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時02分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

教育委員会事務局次長 横山 俊

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石崎 公一

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 立花 加奈子

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

10人

○議題

1 報告事項

(1) 教育長及び教育委員活動報告

- ① 11月18日 第6回中野区総合教育会議
- ② 11月19日 中野区立上高田小学校開校90周年記念式典・祝賀会
- ③ 11月26日 中野区立向台小学校創立80周年記念式典・祝賀会
- ④ 12月1日 平成28年度東京都オリンピック・パラリンピック教育推進校
講演会（中野区立緑野中学校）

(2) 事務局報告

- ① 平成29年度予算で検討中の主な取り組み（案）について（子ども教育経営担
当）
- ② 中野区教育大綱（素案）について（子ども教育経営担当）
- ③ 「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」
についての意見交換会の結果及びパブリック・コメント手続の実施について（子
ども教育経営担当）
- ④ 教育長の臨時代理による事務処理について（学校教育担当）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。定足数に達しましたので、教育委員会第31回定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、小林委員をお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

<報告事項>

<教育長及び委員活動報告>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。

報告事項、「教育長、委員活動報告」をいたします。

事務局から一括で報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、一括してご報告申し上げます。

11月18日、第6回中野区総合教育会議に教育長、田中委員、小林委員、渡邊委員が出席されました。

11月19日、中野区立上高田小学校開校90周年記念式典・祝賀会に教育長が、また同式典に小林委員が出席されました。

11月26日、中野区立向台小学校創立80周年記念式典・祝賀会に教育長、小林委員が出席されました。

12月1日、平成28年度東京都オリンピック・パラリンピック教育推進校講演会（中野区立緑野中学校）に教育長、田中委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から補足・質問、その他活動報告がございましたら、お願いいたします。

田中委員

私は第6回の総合教育会議に参加してきました。去年の4月に第1回を開いてから6回議論を重ねて、一応ここで案ができ上がったということで、後ほど事務局から報告がある

と思いますけれども、充実した内容になって、今後更に教育ビジョンとうまく連携して取組が広がっていけばと考えています。

それからもう一つ、昨日ですけれどもオリパラ教育推進校の講演会に出てきました。リオのパラリンピックで女子の400メートルで銅メダルを取られた辻沙絵選手という方が来て、日体大の4年生だとおっしゃっていました。中学生に近い立場ですごく熱心に話をされて、1年生から3年生が全員来ていたのですけれども、みんな本当に聞き入っていました。最後は彼女を中心に写真を撮ったのですけれども、みんなすごい笑顔で、失敗を恐れずに何でも取り組んで、失敗から学んでほしいということを伝えたかったと言っていました。

もう一つ、この講演会を開くに当たって体育の授業の中で、彼女の特集をしたテレビ番組をみんなで見て、更にパラリンピックのいろいろなクラス分けや、彼女の成績について試験をして、受からなかった生徒は何回も試験をしたと言っていました。

更に道德の授業でもパラリンピックの選手のことを取り上げたと、そういう下地があって昨日の講演会になったということで、非常にいい取組だったのかなと感じました。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

上高田小学校、向台小学校の開校記念式典ということで、共通してここでご報告しておきたいことは、両校とも再編を控えた学校でありますけれども、地域の方々が非常に熱心にとにかく、温かく見守っていただいて、学校との関係がうまく築かれているなという印象を受けました。

それから、両校とももう一つ共通している点は、子どもたちが非常に生き生きと明るく歌を歌ったり曲を演奏したりということで、非常に爽やかな式典であったということをご報告しておきたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

私も11月18日、第6回の中野区総合教育会議に出席させていただきました。何度も区

長、副区長と話し合っ、中野区の教育大綱をまとめてきたところです。

内容は後ほど事務局からの報告があるかと思ひますけれども、他区も比較していろいろと検討した結果、なかなかいいものができているのではないかなと思ひております。またこれについては、終わったわけではないので、現状に合わせてまた修正を加えていかなければいけないと思ひます。そういった意味では区長部局と十二分に話し合いができたということはいいことだったと思ひております。

もう1点ですけれども、私11月29日火曜日、中野区立小学校の連合音楽会に出席してきました。今回南部の小学校の生徒たちで4年生、5年生を中心に行われていました。大体、参加校は12校だったか13校だったと思ひますけれども、各校が1曲目はみんなでコーラス、そして次は演奏という形で進められておりました。

今回、なかのZEROホールが改修中ということで、杉並公会堂の大ホールを使つての音楽会となつていました。どんなところなのかといひますと、ステージの裏にも観客席があるような形のホールで、席数はなかのZEROホール大体同じようなところでした。立派なホールで演奏や歌を歌えたことは子どもたちにとってはとてもいい経験になつたのではないかなと思ひます。

今回、なかのZEROホールではなかつたということで、関係の先生方は非常にご苦勞していた様子ですけれども、何ら問題なく順調にことは進んで、その努力が実つたのではないかなと思ひております。

あと皆さん服装もある程度統一してきた形で、白い上着を着ての演奏でした。そういった舞台に立つときは白っぽいお洋服で統一された形のほうが、見栄えもよくてみんなよかつたのではないかなと思ひます。

やはり歌を聞いていても、子どもたちの歌、声というのは何よりもかえがたい楽器のような気がして、毎回行くたびにコーラスは意外にいいと思ひます。楽器もそれぞれみんな頑張つてやっていました。

毎回言うのですけれども、こういう機会は本当にすばらしい機会で、やはりこういった機を、授業の問題だとかいろいろとあるのですけれども、1年おきに半分ずつ開催していると思ひますが、ぜひ全校でも1回ずつぐらいできたらとは思ひているのですけれども、いろいろと調整しなければいけないところですが、毎年機をを持たせてあげたいと思ひておりました。

以上です。

<事務局報告>

田辺教育長

ほかにはよろしいですか。それでは、事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目、「平成29年度予算で検討中の主な取組（案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「平成29年度予算で検討中の主な取組（案）」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

平成29年度の予算編成で検討中の新規拡充事業あるいは見直し事業など、区民生活への影響が想定されます主な取組を案として取りまとめましたので、ご報告させていただくものでございます。

なお、今後12月5日号の区報、ホームページに掲載するとともに、区民の皆様との意見交換なども行い、区民の皆様にご周知してまいります。検討中の主な項目は、「新しい中野をつくる10か年計画（第3次）」の戦略ごとに取りまとめて記載してございます。

初めに、1ページは「まち活性化 戦略」でございます。後ほどお目通しをいただければと存じます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。2ページの下の方でございます。④の「生きる力、担う力育成 戦略」が教育委員会関連ということでございます。このうち3番目、「海での体験事業の拡充」ということで、事業実施方法につきまして学校単位で実施いたしますとともに、回数の拡充などを図ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと存じます。7番目でございますが、「区立学校再編」でございます。学校再編計画（第2次）によります統合等に伴いまして、校舎の改修工事あるいは統合新校の新校舎整備に係る設計等を行うと考えてございます。

また、8番目でございますが、「区立学校の環境改善に向けた計画的な改修」ということで、まず平成32年度までに特別教室の冷房化、トイレの洋式化、水飲栓の直結給水工事化を計画的に進めてまいりたいと考えてございます。また、31年度までの3か年に体育館の非構造部材の耐震対策工事を実施すると考えてございます。

その下の9番でございますが、学級数増加に伴います対応ということでございます。普通教室の不足が見込まれる学校につきまして、増築等のための測量や設計を行うと考えてございます。

続きまして、3ページの下の表でございます。「⑥スポーツ・健康都市 戦略」の1番目、「オリンピック・パラリンピック機運醸成事業」という項でございますけれども、区立小・中学校で体力向上あるいは異文化への理解促進、国際感覚を身につけた人材育成を目指しまして、オリンピック・パラリンピック教育を推進する考えでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと存じます。中ほど、「その他の取組」というところで2番目でございます。「区立施設の改修工事」ということで上高田図書館並びに軽井沢少年自然の家の内容について掲載してございます。いずれも電気設備の改修工事ということで、記載のと通りの予定で実施してまいる考えでございます。

最後に5ページでございますけれども、2番、先ほど申しました区民の皆様との対話集会は12月12日に予定するものでございます。

報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から質問等のご発言がありましたら、お願いいたします。

田中委員

1ページの哲学堂公園に関するところなのですが、この中で「学習展示施設」という言葉が入っていて、多分、地域的に歴史民俗資料館と哲学堂というのは歴史のある施設なので、この辺は我々教育委員会が少しかかわってきちんとしたものになるのかどうか、どうなのでしょう。ここは都市基盤部ということになっているのですけれども、少しその辺がどうなのか教えていただければと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

所管につきましては都市基盤部で現在進めている内容でございますけれども、哲学堂等の施設を活用いたしまして、中野区の歴史・文化ということで拠点についてハード面の整備なども行っていくということで聞いておるものでございます。

教育ビジョンにおきましても、区内の歴史・文化に触れる機会をつくっていく、哲学堂周辺のまち歩きルートの活用などということで、あるいは都市観光、にぎわいの拠点の整備ということも考えてございまして、こういった部分につきましては生涯学習の一環でもあるということで、私どもとしましても教育委員とも連携を図りながら進めてまいりたいと考えているものでございます。

田中委員

ぜひ地域的にも近いので、連携をとりながら有効に活用できるようなことを考えていた

だければと思います。

田辺教育長

少しつけ加えさせていただきますと、あそこは井上円了さんが幾つか建物を、哲学をするということで哲学堂全体、建物だけではなくてあそこ全体が哲学をするという仕掛けで公園をつくっているのではないですか。それで大分建物なども老朽化してきていますので、ここにもありますように修復工事を計画的に進めていますので、井上円了さんが意図した哲学堂の意味というのをその学習施設の中で考えていこうということもあります。

施設の整備は都市基盤部ということになるのですけれども、運営をしているのは学習スポーツ担当ということですので、今、副参事がお話ししましたように教育委員会としても一部補助執行をお願いしたりということもありますので、また必要があればいろいろご報告をさせていただきたいと思っています。

ほかにございますか。

小林委員

今のことに関連して、井上円了氏のお話が出てまいりましたけれども、やはり井上円了さんについては日本の生涯学習の祖といわれる、中野にとってはある意味では貴重な資源というか、そういう人材であると思いますので、生涯学習の拠点という一つの意味合いを込めて、様々な整備を進めていくのがいいのかなとは考えています。

それからもう1点、別のところですが、3ページの「オリンピック・パラリンピック機運醸成事業」というのがありまして、内容についてはこのとおりでいいと思うのですが、これはいわゆる教育委員会と健康福祉部と両方が所管になっているのですが、この捉え方がオリンピック・パラリンピックの機運醸成のためにやるのではなくて、オリンピック・パラリンピックを通して子どもたちに、未来を担う子どもたちの生き方の教育をしていく。項目そのものが、私はこのままでいいとは思いますが、教育委員会がやる事業に関しては機運を高めることが目的ではなくて、それを通して子どもたちを育てていくという、生き方に結びつけていくと。先ほど緑野中学校での講演会の報告もありましたけれども、そういうもので様々な人がいること、また強い意志が大事だとか、継続する力が大事だとか、そういうことを子どもたちも学んでいるわけですので、そちらを前面に出していくことが大事かなと思いました。

以上です。

田辺教育長

そのように指導をしていきたいと思っています。

ほかにございますか。

渡邊委員

私は3ページの10番の「知的障害者等を対象とした生涯学習事業」というのが今回持ち上げられているのですけれども、具体的にどんな事業が行われているのかなど。これはおそらく教育委員会といっても成人も対象としたということなのだろうと思うのですけれども。だから、教育委員会としてはどのあたりを想定されるのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

現在、健康福祉部の健康スポーツ担当で進めている内容でございます。いずみ教室という事業になります。

今、委員ご案内の成人の方も含めての事業でございます。これにつきまして、廃止をするのですけれども、新たにこういった生涯学習事業ということで、参加者一人一人の個別のニーズに応じた能力を伸ばしていけるように、形は変わるわけでございますけれども、自己実現・社会参加につなげるための新たな事業展開と考えているということでございます。

詳細につきましては今手元に資料がないのですけれども、そういったことで聞いておるものでございます。

渡邊委員

それともう1点なのですけれども、「U18 プラザの廃止」が最後5ページに出ていましたけれども、これに代わる展開をしているということなのですけれども、実際にU18 プラザがあまり機能していなかったのかなど若干思っ、それを踏まえて新たな展開を模索していくと感じてはいるのですけれども。その点、この中で、支援を図っていくから役割を終了したというのですけれども、今後これに代わるような展開として、具体的な主な取組というのは何かございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

U18 プラザにつきましては中高生の活動の場という位置付け、あるいは現在乳幼児親子のご活用ということもございますけれども、本来の主眼でありました中高生の活用ということがなかなか難しい部分もあったということで、今後は施設にかかわらず地域の様々な団体、あるいは民間事業者においてそういった機能を担うような団体に委託なども検討いたしまして、中高生の社会参加、体験の機会の提供ということで充実させていきたいと考

えているものでございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

もう1点だけよろしいですか。海での体験学習の拡充ということが、教育委員会としては大きな今回のテーマになっているのですけれども、その準備とか、かなり大規模な取組をしなければならないと感じるわけですけれども、準備段階とか今後の予定とか、ある程度わかれば教えていただけますか。

副参事（学校教育担当）

海での体験授業は、来年から学校単位で実施するわけですけれども、それに向けまして現在のところ学校長と意見交換を進めるとともに来年度の体制を整え、また今後保護者のほうになるべく早い段階で通知するとともにアンケート調査も行いながら、希望する児童が全て海での体験授業に参加できるように努力してまいりたいと思っております。

田辺教育長

よろしいですか。

小林委員

④ですけれども、3ページのところに「学級数増加に伴う対応」というのがあって、この前も第三中学校へ行ったときにトイレが綺麗に整備されているとか、私どもも視察をさせていただいたのですが、これは特に再編にかかわることなく一般の、いわゆる通常の学校の中での普通教室の不足が見込まれるということだと思っておりますが、これは大体何校ぐらいの想定で予算を立てているのか、教えていただきたいと思えます。

副参事（子ども教育施設担当）

現在対象になっておりますのが、3校ございます。平和の森小、白鷗小、それから桃花小が今後そういったものが見込まれますので、すぐに工事を始めるということではございませんが、工事を始めるに当たっては敷地の測量をしておりませんと実際に増築をするときに建築許可が下りないものですから、そのための準備として来年度を予定しております。

小林委員

当然、ほかの学校も含めて今後の入学予定者の推計とかいろいろな形で、今3校をということでありましたけれども、これからも機会があれば今こういう状況になっているとか、これに関しては教育委員会としてしっかりとやっていく内容だと思えますので、ふたを開

けてみると教室が足りないということがあってはならないと思うので、ぜひこういう場で今こういう状況になっているということをいろいろな形でお知らせいただくとありがたいなと思います。

以上です。

田辺教育長

進捗の都度、またご報告をさせていただきます。

ほかにございますか。

田中委員

3 ページの保育園の施設の拡充なのですけれども、今、待機児童が増えている中で大事な項目だと思うのですけれども、東京都の保育園の現場で一番困っているのは施設もそうですけれども、保育士がなかなか集まらないという状況で、その5番の「保育士等宿舎借り上げ支援事業補助」というのはすごく大きな意味があると思うのです。

今、東京都が住宅手当の補助をしていますけれども、これはそれとは別に、宿舎の借り上げについて区が独自に補助をしていこうというものなののでしょうか。その部分を教えてください。

副参事（子ども教育経営担当）

民間の事業者において、宿舎を借り上げて職員の方にご提供をされているというところがございます。そういったところの宿舎の借り上げ経費につきまして、事業者の方に区が補助をするというスキームで、これは現在も実施をしておりますが、来年度に向けては更に拡充を図りたいということで考えているものでございます。

田中委員

こういった住居があると、地方の養成校を出た保育士さんたちが東京に来て就職しやすいということがありそうなので、ぜひこの部分は充実させてほしいと思います。結局ここが充実することで質の高い保育士が集り、中野の保育施設が充実するということにつながると思うので、ぜひよろしくをお願いします。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

2 ページのところで、「生きる力・担う力育成」で、これは地域支えあい推進室が所管となっているキッズ・プラザや、学童クラブがあるわけですけれども、実際にはキッズ・プ

ラザなどは小学校の中に入っている学童保育のような形ですけれども、いろいろな機会に私も発信をしたいと思っているのですが、やはりこういうところで遊ばせることも大事なのですが、希望者を募って学習する機会を設けるとか、そういったことは恐らく子どもたちの心の底での願いでもあるし、いろいろお仕事をされている親御さんもそういう形を進めていただくのは様々希望があるかと思います。もちろんバランスがあって、ただ勉強を詰め込もうではなくて全部を遊ぶという形ではなくて、いろいろなメニューを考えてバランスよく、福祉の場ではなく教育の場だという形を、私は今後も進めていくことが大事かなと思っていますので。少しその辺を希望しておきたいと思います。

以上です。

田辺教育長

また引き続き、所管にも今のご意見を伝えていきたいと思います。

ほかにございますか。

渡邊委員

平成 29 年度予算ということなので、多少教育委員会にかかわらないところも載せていますけれども、教育委員会としてこの中で例えば学校、図書館、それと施設、ZEROホールに関しては今年度でき上がって来年度、これも教育委員会が所轄するところで書いてあるわけですけれども、その辺りの来図書館などに対する来年度予算の取組といったものは予算ベースでどうなっているのでしょうか。

あともう 1 点、特別区人事厚生事務組合の教育委員会に出てきて、やはり幼稚園の教員の話をしていてなかなか確保が厳しい状況とか、いろいろな現状のお話を伺ってきて、幼稚園に対する 29 年度予算についても、予算の増減について教えていただけますか。

副参事（子ども教育経営担当）

老朽化等に伴います改修等につきましては、図書館だけではなくて学校施設、幼稚園についても予算の範囲内で計画的に進めていくということをございます。細かなところについては、現在予算編成中の内容となってまいりまして、細々としたところはございます。限られた予算の中で、なるべく環境をよくしていくことを目指して今、鋭意策定をしているところをございます。

また、別の機会でご報告申し上げられればと思います。

渡邊委員

ではとりあえずは、大きく新しい事業に取り組むこともなく、予算ベースでかなり減ら

してしまうということもなく、通常年と同様の実施内容と思っていてよろしいでしょうか。

田辺教育長

この検討中の主な取組は先ほども申し上げたように、区民の生活に直接影響がある、大きなものだけ今日ここで取り上げておりますので、今お話ししましたように個別の具体的な教育委員会の予算の中身については、改めてまたお話をさせていただければと思います。

よろしいですか。

それでは、続いて事務局報告の2番目、「中野区教育大綱（素案）について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、「中野区教育大綱（素案）につきまして」、資料に基づきご報告申し上げます。

本件につきましては、先ほど田中委員からご案内をいただきましたけれども、総合教育会議におきましてこれまで6回にわたり協議を続けてまいりました。また、教育委員会の場におきましても、昨年5月あるいは8月にご協議をいただきまして、そういった過程を経まして今回素案としてまとめたということでご報告させていただくものでございます。

今後のスケジュールを先に申し上げますと、12月22日には区民の皆様との意見交換なども予定しているものでございます。またその後、パブリック・コメントを経まして3月には策定ということで考えているものでございます。

それでは、内容の説明でございます。

初めに、前半のところでございます。こちらには、時代が移り変わりましたが大切な視点として、自ら成長し続ける姿勢、また他への思いやりや家族愛の重要性、更には区や自治体などの共同社会の絆、平和を愛する志など大綱作成の背景が記載されている部分でございます。

その下でございますが、1の「基本理念」といたしまして、教育の充実のための施策の連携、あるいは知徳体のバランスを重んじること、また実践の場の提供ということ、更に自ら学ぶ力を養うこと、個性に応じた成長の機会、子どもたちの成長を支える地域の協力といった5点を挙げているところでございます。

その上で、2の中野の教育が目指す人物像ということで、記載のとおり4点ほど挙げているものでございます。

3、教育のあり方でございます。これら人物像を育むことを目標といたしまして、5項目を挙げているものでございます。

まず1点目でございますが、未来を拓く教育でございます。学校におきましては国語力、数学・科学力、コミュニケーション能力など、基礎となる力を着実に身につけ、また誰もが将来にわたって学び活動できる機会を広げる考えを述べてございます。

2点目でございますけれども、多様性の理解と尊重といたしまして、特別支援教育の充実に努めるとともに誰もが障壁を感じることなく活動できるユニバーサルデザインのまちづくり・人づくりを進めるということを考え方として述べてございます。

3ページでございますけれども、3点目は、主体的な健康づくり、スポーツの実践を進めるといたしまして食育や体育向上など健康を自らつくる教育を推進すること。また自ら健康防衛することの習慣化を進める、更に日常的な運動習慣を推進する考えを述べてございます。

4点目は、社会を築く力を育むというところでございまして、公共のためを思う心や意欲を涵養する。また、地域に開かれた学校づくりを進め、全ての区民が社会参加・社会貢献できる全員参加型社会づくりを進めるという考えを述べてございます。

最後に5点目でございますが、確固とした価値観を育む取組といたしまして、国や家族を愛するなど人として生きる上で大切な価値観を身につけること。また、豊かな芸術、文化や知的資産に触れる機会を整備するといった考え方を述べているものでございます。

報告につきましては、以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問等のご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

私たちが教育大綱にかかわる中で、私が一番感じているのはこの1ページの前文の下から2段目ですけれども、「このような観点から」というところで、全ての子どもたちに対してしっかり教育を保障するということと、子どもたちだけではなくて、その後のところで「全ての区民が生涯にわたって」という2点をここに明記したことが大きな柱だったのかなと感じているところです。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。

渡邊委員

やはり教育について、いろいろなご意見が多数あるかと思います。それだけに文章に盛

り込むということの難しさということで、いろいろとこれもあれもという中から今回「中野区においては」という形の観点になって、今できること今やっていきたいこととか、そういう意味で内容をどんどん厳選して話し合っただけで済みました。そして、文言にもかなり気を使って、少し聞きなれない文言もあるかもしれないですけども、それは私たちの思いとか、そういったものが盛り込まれているような文言を使った内容になっていると思います。

そういった意味では回を重ねて、区長部局と教育委員会と対等にお話し合いができて、お互い一緒につくり上げることができたのではないかなと自負しているところです。

また、これをもって皆様方のご意見を聞いて、今後修正を加えるなり考えていくなりしていきたいと思っております。非常にそれぞれの先生方、皆さんの思いをいろいろと組み入れてできたもので、なかなかよくできているのではないかなと思っております。

そういった経過でできたということで、ご報告させていただきます。

小林委員

今回のこの素案が示されたわけですが、これまでの総合教育会議や、またいろいろな機会でも区長とお話する機会を通して私たちが考えていることをお伝えし、かなりそれを取り入れていただいた上での素案かなと感じております。

全体的にいろいろな大事なことがあるので様々な視点が入り込んでいるのですが、これはあくまでも「大綱」ですからこれをもとにして教育委員会がどのような施策展開をしていくかというのは、逆にいろいろなものがあつたほうが、切り口が多くあつたほうが取り組みやすいかなと思っております。

例えば一つのキーワードで先ほど田中先生からも指摘がありましたけれども、前文の下から2段目の段落で、学校教育、地域活動、行政施策とあるのですが、そこにあえてステージの違う健康教育というのが入ってきているわけですね。そうした場合に、健康教育というものに対してかなり特化した考え方がここには伺えますので、そうするとこの3番の教育のあり方の3ページの上のほうには、具体的に生活習慣病とかガンとか、こういった文言も入っているわけですので、今、教育委員会が推し進めようとしているガン教育の取組だとか、そういうこともどんどん推進していくことができるのではないかなと思っております。

なかなか学習指導要領も今もう新しいものが示される寸前の中で、いろいろな部署からの要請があつて何をどう入れるかというのが非常に、恐らく文部科学省としても考えてい

る。しかし全体の中でのスタンダードなものをどうするかということですので、こういう形でいろいろと学習指導要領も含めて、これも私たちにとっては幅広く示されていることは非常にありがたいことですので、これをもとにして今後一層特色のある中野の教育を展開していくことができるのかなという。そういう感想を持っております。

以上です。

田辺教育長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

続きまして、事務局報告の3番目『中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』についての意見交換会の結果及びパブリック・コメント手続の実施について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、『中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領』についての意見交換会の結果及びパブリック・コメント手続の実施」につきまして、資料に基づきご報告申し上げます。

本件につきましては、11月4日の教育委員会におきまして案ということでご報告をしたものでございます。これをもちまして、区民の皆様との意見交換会を行いました。まずはその結果につきましてご報告をさせていただきます。

1の(1)、(2)ということを実施してまいりました。なお、(2)の中野区障害者自立支援協議会につきましては、中野区の障害者団体あるいは関係の行政機関等で構成されている協議会というものでございます。合計52名の方がご参加いただいたところでございます。

続きまして、意見等の概要ということでございます。別紙1をごらんいただきたいと存じます。この意見交換は、区の対応要領と合同で実施してございます。資料につきまして、ほぼ共通する部分がございますので、共通する内容ということでご理解いただきたいと思います。

初めに1の「考え方」に関してのご意見の中で、主なものでございますが、一番下、7番目でございます。「障害者差別解消法」につきまして区民に発信していく予定はあるのかということでございますが、今後区民向けの催しの実施や、区立学校でのリーフレットの配布などを検討しているものであるということでございます。

続きまして、2ページをお開きいただきたいと思います。下の表でございますが、留意

事項に関しまして、そのうちの4番でございます。合理的配慮の具体例というところで、視覚障害のある方については電子データをテキスト形式で提供するといった記載をしております。これにつきましては、読み上げソフトというのがありまして、それに対応できれば他の形式でも構わないということがあるといったご指摘がございました。これにつきましては、修正するというご回答をしたものでございます。

同じくその下の5番目でございますけれども、資料の中で番号をつけている部分があるのですが、丸で表示している部分がございます。そういった部分については、番号を付してほしいというご意見をいただきました。これにつきましても修正する旨お答えをしたところでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと存じます。区立学校に関連するご意見ということでまとめているものでございます。1番、2番というところでございますが、具体例のところでは事例ということで、「順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の方の理解を得た上で、手続き順を入れ替える」という記載がございますけれども、これについてはいき過ぎた配慮ということになると育ちを阻害してしまう部分もあるのではないかとといったご意見をいただいたものでございます。

また2番では、そういった順番を待つことを学ばせることも非常に大切であるといったご意見もいただきました。区といたしましては、年齢や状態、あるいは個々の状況・状態に応じて対応していく考えであるということでお答えしているものでございます。

その下、4番については知的障害のある児童と発達障害のある児童が集団で過ごすことも大切だということであるけれども、一方で無理がある場面もあるのではないかとということ。十分配慮してほしいといったご意見がございました。個々の状況に応じて必要な対応を今後も図っていくということで考えている旨をお答えしたものでございます。

次に、一番下9番でございます。障害のある児童の入学希望がある一方で、例えば反対するご意見が出た場合はどのように対応するのかということでございます。区といたしましては、インクルーシブ教育、共生社会の考え方につきまして丁寧に説明し、理解を得ていく旨をお答えしたものでございます。

次に5ページをごらんいただきたいと思っております。5番目は、障害者差別解消法に関するご質問等、ご意見でございます。

1番目でございますけれども、性的少数者の方の一部や障害児の方についても対象となるのかといったご質問でございます。手帳の有無にかかわらず、障害を理由とした社会的

障壁によりまして日常生活、社会生活が困難になっている方については対象となる旨お答えしたところでございます。

以上が意見交換の主な意見と区の考え方のまとめでございます。これを受けまして、次に別紙2というのが次のペーパーでございますが、これを踏まえまして案として修正したものが2点でございます。

先ほど申しあげました、電子データのところ、テキスト形式以外もあるということでございますので形式を省いたところ。丸の記載につきましては、①、②ということで番号を振ることとした、ということでございます。それを反映したものが別紙3、別紙4になってございますので、後ほどご確認をいただければと存じます。

では説明文に戻っていただきまして、裏面でございます。今後の予定ということなのですが、パブリック・コメント手続を12月7日から27日まで行い、またそれぞれ公表場所、周知を図ってまいります。そういった手続を経まして、2月には対応要領策定ということで考えているものでございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員から質問等のご発言がございましたら、お願いいたします。

田中委員

今報告を受けて、いずれの質問も障害のある方たちの、私たちがなかなか気がつかないような部分の意見で、非常に大切なものばかりかなと感じました。特にこの中で私は、4ページの「順番を待つことが苦手な障害者」という1と2のところですか、これは教育という側面と、それから障害者差別法という側面とでどういうふうに整合していくのかというの難しいと思いますし、ここに回答してあるように、本当に個々に応じて対応するというのになってしまうと思うのですけれども、ただ現場の、例えば先生方に限らず学校の関係者が、こういったときに随分悩むような場面が出てくると思うのですが、そのときに何か教育委員会として支援というのでしょうか、そのようなことは考えているのでしょうか。

指導室長

子どもたちへの教育指導という点では、これまでも特別支援教育にかかわることで様々な配慮や対応について、指導の方針ですとかそれから指導の方法ですとかを研究も進めてまいっているところでございます。

このような具体的な場面は、個々に応じて行うものでございますが、教員がそれに戸惑うような場合には、現在配慮を要する子どもたちについて校内委員会など組織的に対応することとしておりまして、具体的にはその場で教員の指導の悩み等を共通理解しながら、組織としてそのお子さんに対してどんなふうに対応していくのか、進めてまいることとしておりまして、現場では様々な配慮や対応が必要になってくると思いますが、一定の対応の中で進めていくことができると考えています。

田中委員

そういった支援がすごく大事になると思いますので、ぜひその部分も充実していくようにお願いしたいと思います。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

障害を理由とする差別の解消については極めて重要なことであって、これは非常に丁寧に様々な意見を幅広く取り上げて、そして真摯に対応していこうということで、こういった試み、要するに障害のある状況というか実態は個人差があって様々ですので、いかに対応していくかということですので、ぜひこうした経過そのものを学校に適切に情報提供をして共有していくということが大事だと思いますので、ぜひその点を推し進めていただければありがたいと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかには。

渡邊委員

まず今説明をしていただいたのですけれども、今までの別紙3「中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の考え方」というのが、ここに示されているわけですが、こういったものを一つのマニュアルとしてある程度考えていこうという形で、やはり統一性を図るためにこういうものはとても大切だろうと思っております。

これにつきましては、ただ、中野区立学校における障害者の理由ということで書いてあって、これは他区でも作られているか、また、東京都である程度示されたものに準じてこれはつくられているとか、ある程度上部団体から示されたものを参考に作られているものな

のかだけ、まず少し確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

国から考え方が示されておりまして、それを踏まえて作っているものでございます。

渡邊委員

私、中野区の障害者支援区分判定等会議の会長も兼務しているわけなのですが、この障害者に対する考え方というのは、障害者に対する法律というのが順次変わっていて、非常に難しいデリケートな問題だと思っております。

単純に国がこういった法律で示されて、障害者差別解消法といわれても、単純に障害といえは身体障害、知的障害、精神障害という3障害が主に成り立つわけですが、それぞれにまた年齢、性別、その他等を入れていけば障害支援区分は計り知れなく、全て言葉でこうしましょうとマニュアルでできるものでは恐らくないのだろうと思っております。ですから、こういった区立学校に示されたものが、これではものが足りないだろうと言われたらいけないということで、国が示されたものを参考に中野区がこういうものを示したということをご確認していただきたいなと思っております。

実際このマニュアルで収まるものではなくて、ここの中でやるので非常にデリケートな問題で、私としては一番大切なのは障害を持っている方々を理解する、それがこの差別解消法にとっては大切なことだろうと思っております。いろいろな人がいるということをもまず知っていただくと。それぞれに要求が全員違うので、話を聞いたら一人一人全部違ってしまいますから、それに全て対応するということはしてあげたくてもできるものではない。ですからその辺りをみんなが十二分に理解できるように、知識と理解を求める、ここにやはり一番力点をおいて進めていただければいいのではないかなと思います。ですから教育委員会の役目としても、何かしたから何かしてあげるというのではなくて、してあげられるように理解をしていくということだと思います。

やはり障害を持っている方々にまで手を加えられるというのは成熟社会の表れでありますので、いかに日本がこれだけすばらしいことを、障害を持った方に手を加えることができればできるほど、日本の社会は世界に比べてすばらしいということになりますので、ぜひそういった教育については十二分に力を入れていただいて、デリケートな問題なのでこういうのではなくて、ご配慮のほうをお願いしますということで意見になりますけれども。よろしく願いいたします。

田辺教育長

ご意見を参考にしながら、進めさせていただきたいと思います。

ほかにございますか。

小林委員

1点、少し教えていただきたいのですが、今の別紙3の中の4番の「相談体制の整備等」の中に(4)の最後に「区の設置する第三者機関により、点検・評価を行う」と書いてあるのですが、この第三者機関による評価というのは相談体制にかかわる評価なのか、それとも全体の取組に対しての評価なのか、その辺はどのような位置付けなのでしょう。

副参事（子ども教育経営担当）

全体にかかわる点検・評価ということで考えているものでございます。弁護士の方、法律の専門家、また、そういった研究をされている方ですとか、そういった方の客観的な点検・評価というのでしょうか、そういったものも必要であると考えてございまして、今後設けていきたいということで考えております。これは区が設置をいたしまして、それについて区立学校についても含めて点検・評価をいただくようなことで考えているものでございます。

小林委員

第三者評価については、いわゆる一般の学校評価に関しては今のところ努力義務という形になっていると思うのですが、中野区はどのような形になっているのですか。

指導室長

第三者評価については努力義務でございしますが、中野区ではモデル実施を進めておりまして、中野区に合った第三者評価のあり方について検討しているところでございます。

小林委員

そうすると、今モデル的にやっているということで、今後また全体にやるかどうかというのはこの先検討していくと思うのですが、こういう第三者評価というのは、今後やはり学校教育を進めていく上で非常に大きな一つのポイントになると思うのです。ただ、そのやり方とかどのような形で進めていくかというのを慎重にやらないと、評価の形骸化を招くと思いますので、その辺は早急というよりも内容を中野区の実態に応じて適宜見極めていくことが大事だと思いますし、本件に関する今回の第三者評価は区全体で行うということですので、ぜひ適正、的確に行っていただければありがたいなと思います。

以上です。

田辺教育長

ほかにごございますか。よろしいですか。

それでは、本報告を終了させていただきます。

続いて、事務局報告の4番目、「教育長の臨時代理による事務処理について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

私から、「教育長の臨時代理による事務処理について」、資料に基づきましてご報告申し上げます。

11月18日の当委員会におきまして、教育長の臨時代理による事務処理の指示を受けた案件につきまして、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第3条第2項の規定に基づきまして、報告するものでございます。

案件につきましては、資料1に記載のとおりでございます。臨時代理の内容につきましては、条例の一部を改正する手続について決定をし、区長に対して区議会への議案の提出依頼を行うこと、また規則の一部を改正し公布することでございます。

臨時代理をした日につきましては、11月21日と同29日です。

事務処理の経過につきまして、11月21日に条例の一部を改正する手続を決定し、区長に対して区議会への議案の提出依頼をいたしました。11月28日に区議会で議案が可決し、改正条例が公布されたことに伴い、一部改正規則につきましては特別区人事委員会の承認が必要なことから、同29日特別区人事委員会の承認を得て、規則の一部改正と公布を行いました。

資料の裏面をごらんください。5が条例改正の主な内容でございます。勤勉手当の支給月数の改正及び給料表の改定となります。勤務手当の上限支給月数につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。また、詳しくは別紙1に改正条例、別紙2に新旧対照表ということでお付けいたしております。

また、6につきましては、規則改正の主な内容でございます。勤勉手当の支給月数の改定につきましては、それぞれ条例と同じような内容になっております。ただ、(2)のイにありますとおり、勤勉手当の支給割合による欠勤日数の算定を改正いたしまして、育児休業の昇給に係る期間が1月以下である場合につきましては、当該期間を欠勤等の期間から除くものといたします。

改正文及び新旧対照表につきましては、別紙3、別紙4のとおりとなっております。

報告は以上でございます。

田辺教育長

各委員からご質問等の発言がありましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本報告は終了させていただきます。

そのほかに、事務局からの報告事項はありますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

続いて、事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回の定例会は、12月9日午前10時から、区役所5階、教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

田辺教育長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、教育委員会第31回定例会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午前11時02分閉会